

消費者基本計画工程表の改定素案 について

平成30年2月
消費者庁消費者政策課

消費者基本計画工程表について

- 消費者基本計画工程表は、消費者基本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策についての取組予定を示すものとして、消費者委員会の意見を聴取した上で、消費者政策会議において策定するもの。
- 工程表は、1年に1回は改定を行い、必要な施策の追加・拡充や整理、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し(前倒しを含む。)等を行うこととされている。

①消費者基本計画

- 消費者基本法第9条に基づき、長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について閣議決定するもの。
(現行計画は平成27年3月24日閣議決定)

②工程表の改定実績と今後の予定

《これまでの改定実績》

- ・ 平成27年3月24日 工程表策定
- ・ 平成28年7月19日 第1回改定
- ・ 平成29年6月21日 第2回改定

《第3回改定に係る今後の予定》

- ・ 平成30年2月頃 パブリックコメントの開始
- ・ 平成30年5月頃 第3回改定を消費者政策会議決定

③消費者政策会議構成員

会長	内閣総理大臣
委員	内閣府特命担当大臣（消費者）
	内閣官房長官
	内閣府特命担当大臣
	総務大臣
	法務大臣
	外務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣
	環境大臣
	防衛大臣
	復興大臣
	国家公安委員会委員長
	公正取引委員会委員長

消費者基本計画工程表の改定の大枠について

平成29年6月改定

1 消費者の安全の確保

- (1) 事故の未然防止のための取組
- (2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止
- (3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止
- (4) 食品の安全性の確保

2 表示の充実と信頼の確保

- (1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用
- (2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善
- (3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

3 適正な取引の実現

- (1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し
- (2) 商品・サービスに応じた取引の適正化
- (3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化
- (4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り
- (5) 規格・計量の適正化

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

- (1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映
- (2) 消費者教育の推進
- (3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進
- (4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保
- (5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

- (1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進
- (2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進
- (3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進

6 国や地方の消費者行政の体制整備

- (1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化
- (2) 地方における体制整備

平成30年改定(現時点案)

※ 新設項目を含む分野は赤文字にしている。

1 消費者の安全の確保

- (1) **事故の未然防止のための取組**
- (2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止
- (3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止
- (4) 食品の安全性の確保

臍帯血プライベートバンク関連

2 表示の充実と信頼の確保

- (1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用
- (2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善
- (3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

3 適正な取引の実現

- (1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し
- (2) **商品・サービスに応じた取引の適正化**
- (3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化
- (4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り
- (5) 規格・計量の適正化

・旅行業における企業ガバナンスの強化等関連
・住宅宿泊事業法関連

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

- (1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映
- (2) 消費者教育の推進
- (3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進
- (4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保
- (5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

- (1) **被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進**
- (2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進
- (3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進

・ギャンブル等依存症対策関連
・生活困窮者自立支援法関連

6 国や地方の消費者行政の体制整備

- (1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化
- (2) 地方における体制整備



消費者基本計画工程表の改定事項・主要事項の概要について

【A SDGsの推進に関する取組】

- 1 子どもの事故防止
- 2 高齢者の消費者被害の防止
- 3 倫理的消費の普及啓発
- 4 食品ロス削減国民運動
- 5 消費者志向経営

【B 重要施策の推進に関する取組】

- 1 成年年齢引下げへの対応
- 2 ギャンブル等依存症対策の強化
- 3 「観光先進国」実現を支える取組の推進

【D 食品に関する取組】

- 1 食品の安全・安心の確保
- 2 食品ロス削減の推進
- 3 食品表示の充実

【C 高度情報社会の実現に関する取組】

- 1 電気通信サービスに係る消費者保護
- 2 決済手段の高度化に関する取組
(サーバ型電子マネー、仮想通貨、クレジットカード利用環境の整備)

【E 消費生活における安全・安心の実現に関する取組】

- 1 事業者におけるガバナンスの確保等に関する取組
- 2 消費者行政における執行力の充実に
関する取組
- 3 臍帯血プライベートバンクに関する
問題への対応
- 4 美容医療に関する消費者問題への対応

A SDGsの推進に関する取組

- SDGsは、「誰一人取り残さない」とのキーワードの下、「消費者基本計画の推進」をも個別的な施策とする極めて包括的な戦略目標。
- 平成28年に定められた政府としての実施指針に位置付けられた4施策、そして、キーワードの考え方に近接する「高齢者の消費者被害の防止」について取組を整理。

【背景・現状】

1. 持続可能な開発目標(SDGs)の達成により、「誰一人取り残されない」社会を実現するため、途上国のみならず、先進国でも実施に取り組むものとして、平成27年9月に国連で採択(2030年までの国際開発目標)。
2. 安倍総理大臣が国連SDGsサミットに出席し、「採択を歓迎し、実施に最大限努力する」旨演説(平成27年9月)。
3. 内外の取組を省庁横断的に総括し、優先課題を特定した上で、「SDGs実施指針」を策定するとともに、内閣総理大臣を本部長とする推進本部を設置(平成28年5月)。
4. 推進本部において「SDGsアクションプラン2018」を取りまとめ、公表(平成29年12月)。



Public Private ACTION for Partnership!!

～SDGsで日本を元気に, 世界を元気に
その主役はあなたです!～

《1 子どもの事故防止》

【工程表における記述の骨子】

1. 子どもの事故防止について、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。【消費、経産等】
2. 子どもの事故の動向分析及び保護者等の意識・行動調査を実施。その結果を踏まえて、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」において、子どもの事故防止策を検討・推進。【消費等】

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
「子どもを事故から守る！プロジェクト」の展開、子どもの不慮の事故を防止するための普及活動の推進等				
「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の開催				

《2 高齢者の消費者被害の防止》

【工程表における記述の骨子】

1. 身元保証等高齢者サポート事業について実態把握を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を検討・実施。【消費、厚労等】
2. 身元保証人等のいない場合の適切な取扱いについて病院・福祉施設等及び都道府県等に周知。【厚労】
3. **地方消費者行政強化交付金を措置**し、これまでに地方消費者行政推進交付金を活用して行っていた事業を含め、地方公共団体への支援を行う。【消費】

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		身元保証等高齢者サポート事業の実態把握等	必要な措置の実施	
		病院、福祉施設等が求める役割等の実態を把握	身元保証人等のいない場合の適切な取扱いについて、病院等に周知等	
地方消費者行政推進交付金(平成30年度以降は、地方消費者行政強化交付金)の活用により、体制整備を支援				

《3 倫理的消費の普及啓発》

【工程表における記述の骨子】

1. 持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、倫理的消費等に関する調査研究及び普及啓発を実施。【消費】
2. 倫理的消費の普及のためのイベント「エシカル・ラボ」は、地方でも開催することとし、開催に当たり関係省庁との連携を図る。【消費、農水、環境等】

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	倫理的消費等に関する調査研究を実施			
		倫理的消費の普及啓発(多様な主体による推進活動(ムーブメント作り)等)		

《4 食品ロス削減国民運動》

【工程表における記述の骨子】

1. 食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)を推進(共通ロゴマークとして「ろすのん」を活用。)。【消費、文科、農水、経産、環境等】

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の展開				

《5 消費者志向経営》

【工程表における記述の骨子】

1. 消費者志向経営の広範な普及を図るために、社会的機運を高めるための全国的な推進活動を展開する。【消費、経産】

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
消費者志向経営を促進する施策の検討	消費者志向経営を促進する施策の実施			

B-1 成年年齢引下げへの対応



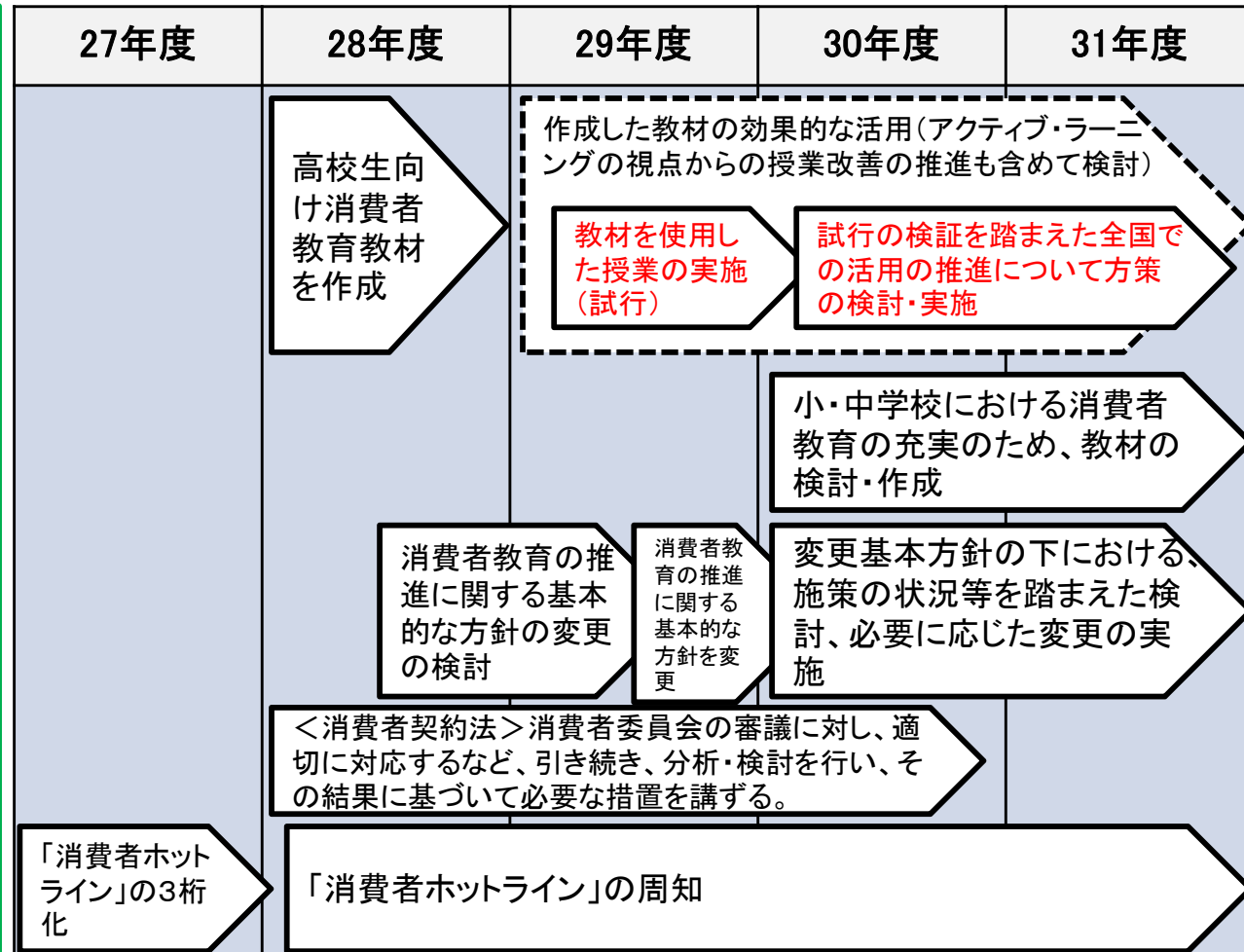
高校生向けの消費者教育の様子
(平成29年10月 徳島県)
(写真出所:徳島県HP)

【背景・現状】

- 平成27年6月に成立した公職選挙法改正法の附則において、民法の成年年齢の引下げの検討を行うこととされた。
- 成年年齢の引下げに向けた動きがある中で、新たに成年となる者の消費者被害の防止策や救済策について検討する必要があり、消費者委員会の下に置かれた「成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループ」において、報告書をとりまとめ(平成29年1月)。
- こうした動きも踏まえ、消費者庁等においては、高校生向け消費者教材を作成するなどの取組を既に実施。

【工程表における記述の骨子】

- 若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け消費者教育教材を作成。「消費者行政新未来創造オフィス」において、その活用方策等を探り、全国において効果的に活用。(※ 平成29年度は、徳島県内の全ての高等学校で本教材を活用した授業を実施)【消費、文科】
- 平成30年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成。【消費】
- 次期「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の策定に向け、消費者教育推進会議を開催。平成29年度内に策定予定。【消費、文科等】
- 消費者契約法専門調査会報告書(平成27年12月)において今後の検討課題として引き続き検討を行うべきとされている論点等については、内閣府消費者委員会でさらに審議が行われた。その結果として示された、内閣府消費者委員会の答申(平成29年8月)を踏まえ、必要な措置を講ずる。【消費、法務】
- 「消費者ホットライン」の3桁化を実施し、3桁の電話番号「188番(いやや!)」を周知することにより相談窓口の認知度の向上と活用の促進を図る。【消費等】



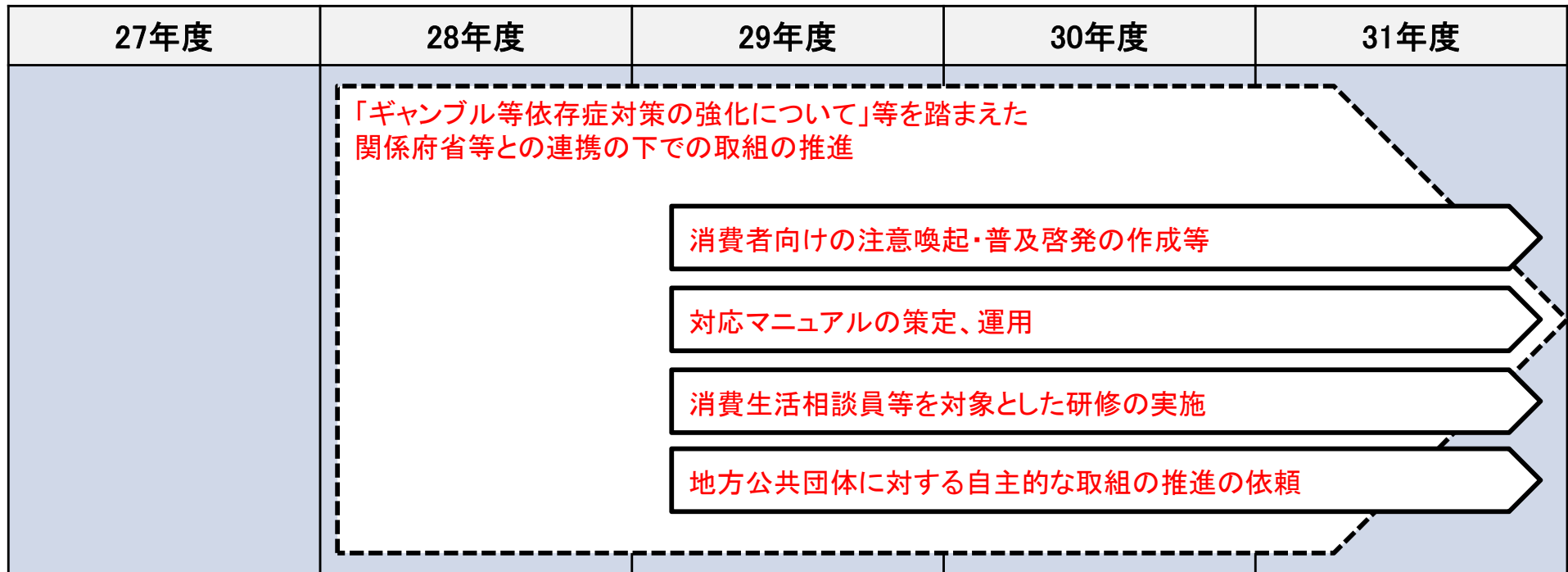
B-2 ギャンブル等依存症対策の強化

【背景・現状】

1. 平成28年12月、特定複合施設区域の整備の推進に関する法律(平成28年法律第115号)の附帯決議において、ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化することが求められたこと等を受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議が設置。
2. 平成29年8月、同会議において、「ギャンブル等依存症対策の強化について」を決定。

【工程表における記述の骨子】

1. ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化するために、「ギャンブル等依存症対策の強化について」(平成29年8月29日ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定)等を踏まえ、関係府省等との連携の下で、次の取組を推進。【消費】
 - ・ 消費者向けの注意喚起、普及啓発の実施
 - ・ 関係機関との連携方法などを整理した対応マニュアルの策定
 - ・ 消費生活相談員等を対象とした研修の実施
 - ・ 地方公共団体に対する地域における自主的な取組の推進の依頼



B-3 「観光先進国」の実現を支える取組の推進

【背景・現状】

- 平成28年3月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2020年に訪日外国人旅行者数4000万人、2030年に訪日外国人旅行者数6000万人の目標の達成が掲げられた。
※ 2017暦年の訪日外国人旅行者数は2869万人(推計値)。
- 多様な宿泊ニーズへの対応や、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に我が国を旅行できる環境の整備が重要となるところ、治安、衛生、近隣トラブル等に適切に対応しつつ、多様な民泊サービスの健全な普及を図るための枠組みとして、第193回国会において住宅宿泊事業法が成立。

【工程表における記述の骨子】

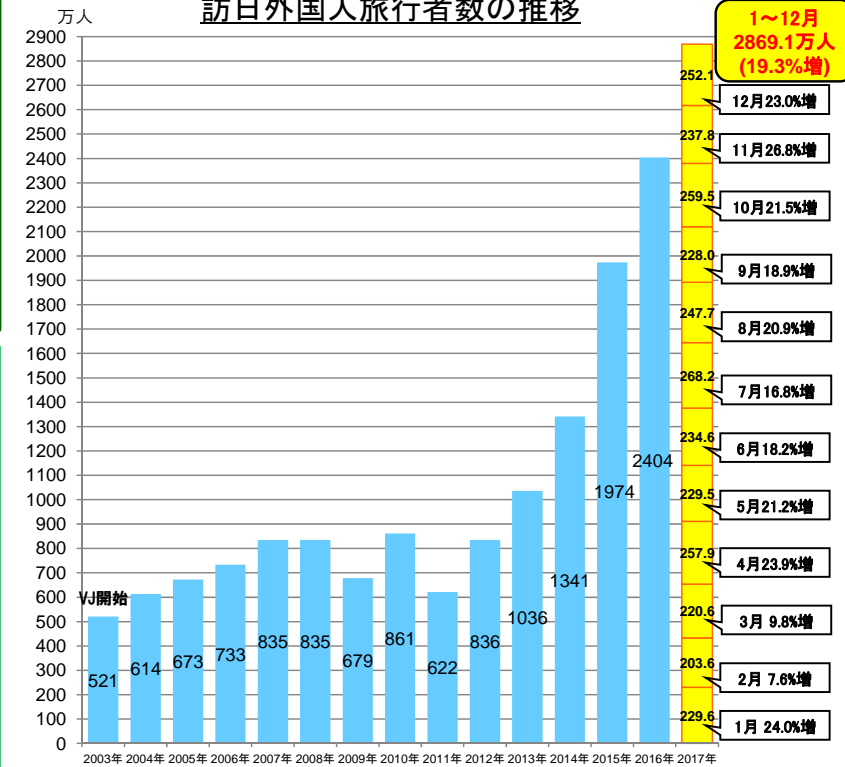
<住宅宿泊事業法の運用>

- 住宅宿泊事業法**(平成29年6月成立。**平成30年6月施行予定**)について、適切に宿泊者保護が図られるよう、政省令、ガイドライン等の策定を行う。また、必要に応じ指導・監督を行う等制度の適切な運用を行う。【国交・厚労】

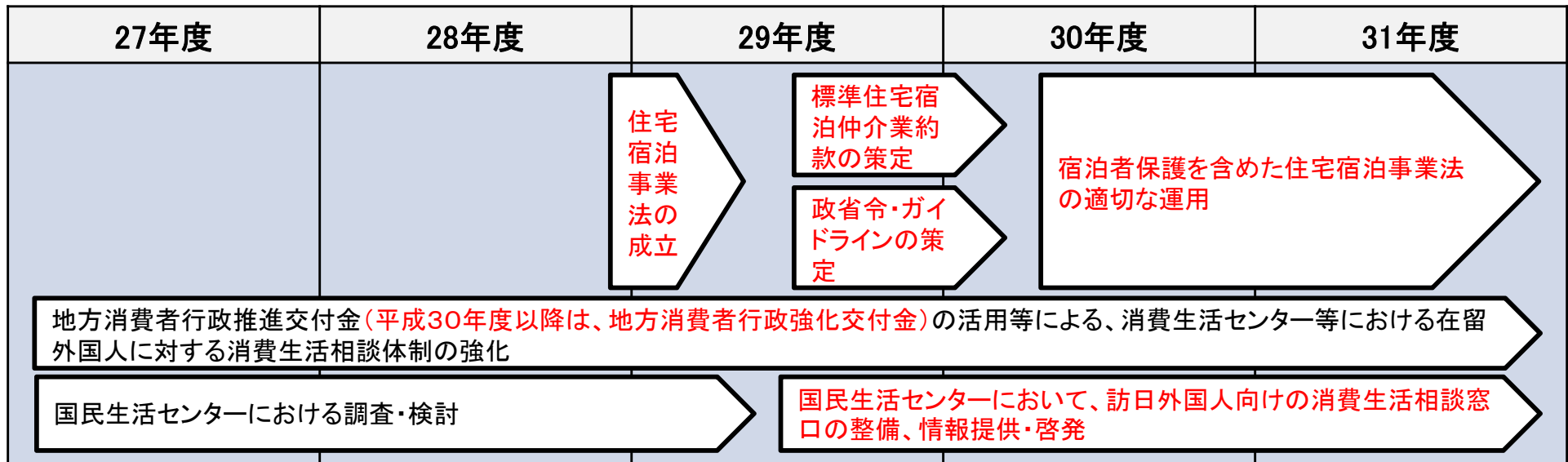
<在留外国人の相談体制強化>

- 地方消費者行政推進交付金(平成30年度以降は、地方消費者行政強化交付金)の活用等により、消費生活センター等における在留外国人に対する消費生活相談体制を強化する。【消費】
- 国民生活センター**における在留外国人(在日・訪日外国人)に対する消費生活相談体制について、**訪日外国人向けの消費生活相談窓口の整備及び情報提供・啓発**を実施。【消費】

訪日外国人旅行者数の推移



注) 2016年以前の値は確定値、2017年1～10月の値は暫定値、2017年11～12月の値は推計値、%は対前年同月比



C-1 電気通信サービスに係る消費者保護

【背景・現状】

1. 書面交付義務、初期契約解除制度、不実告知等の禁止、勧誘継続行為の禁止等の消費者保護ルールを充実・強化する改正電気通信事業法が、平成28年5月21日に施行。改正後の制度の実効性を確保するため、総務省の主催する「ICTサービス安心・安全研究会」の下に、「モニタリング定期会合」を設置。

2. 定期会合においては、

- ・ 契約前の説明、書面交付、代理店指導等措置などについて事業者質問を送付し、書面回答を収集・分析
- ・ 確認措置(※)の運用状況(販売現場での覆面調査を含む)の検証

などを行った後に、平成29年6月、平成28年度のモニタリングの評価結果を公表。

※ 主要な携帯電話サービスについては、8日間以内に申し出て、電波の状況が不十分と判明した場合や契約前の説明等の状況が基準に達しなかったことが分かった場合に、端末も含めて契約解除とする措置のこと(初期契約解除制度の代替として適用)。

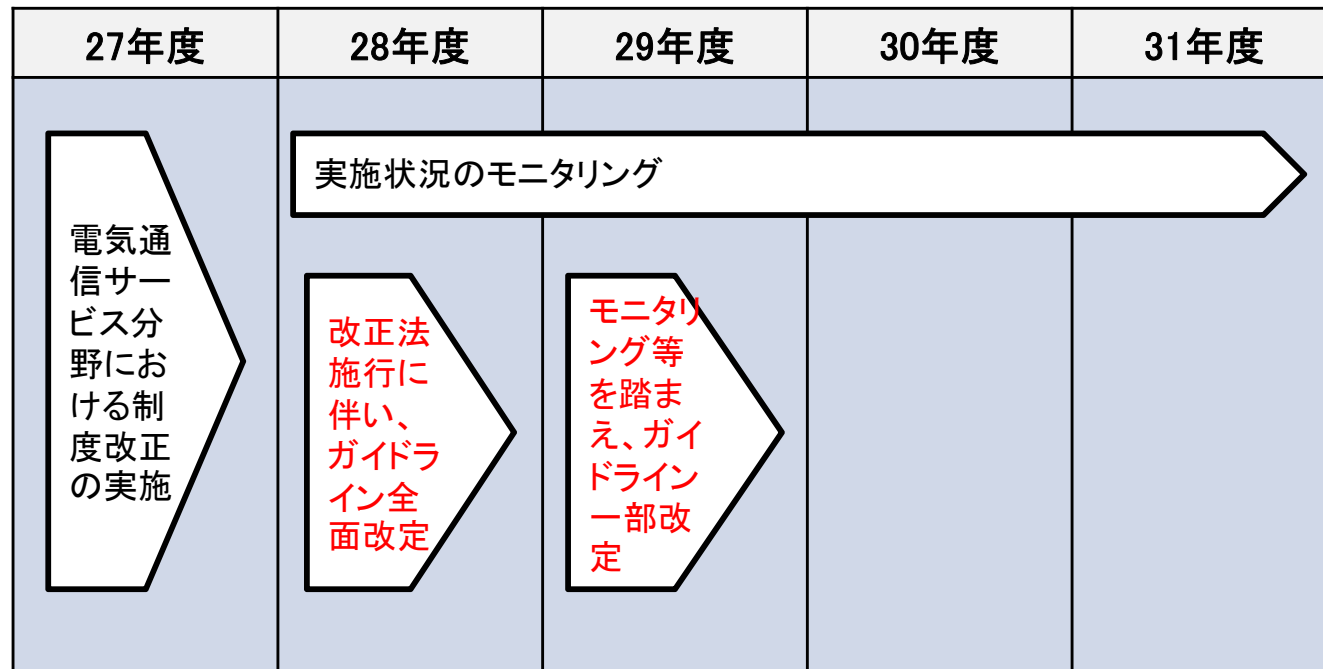
3. 平成29年9月、モニタリング結果を踏まえ、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を改定。

【工程表における記述の骨子】

1. 消費者保護ルールの実行性を確保するため、法執行を適切に実施するとともに、**制度の実施状況を継続的にモニタリング**する。【総務】

平成28年度のモニタリング実施状況

		事業者数
書面等調査		70社
実地調査	覆面調査	12社
	利用者アンケート	12社



C-2 決済手段の高度化に関する取組

【背景・現状】

＜サーバ型電子マネー＞

1. 改正資金決済法により、前払式支払手段発行者の苦情処理体制を整備（平成29年4月施行）。
2. サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止・回復に向けた態勢整備のため、事務ガイドラインを改正（平成28年8月）。

＜仮想通貨＞

1. 改正資金決済法により仮想通貨と法定通貨の交換業者に登録制を導入（平成29年4月施行、平成29年12月26日時点で登録は16社）。
2. 仮想通貨の取引については、金融庁・消費者庁・警察庁において、ICOについては、金融庁において、それぞれ注意喚起を実施したほか、個別事案に対しても適切に対応。

＜クレジットカード利用環境の整備＞

1. 安心・安全なクレジットカード利用環境を実現するため、「割賦販売法の一部を改正する法律」が第192回国会で成立し、平成30年6月に施行予定。

【工程表における記述の骨子】

＜サーバ型電子マネー＞

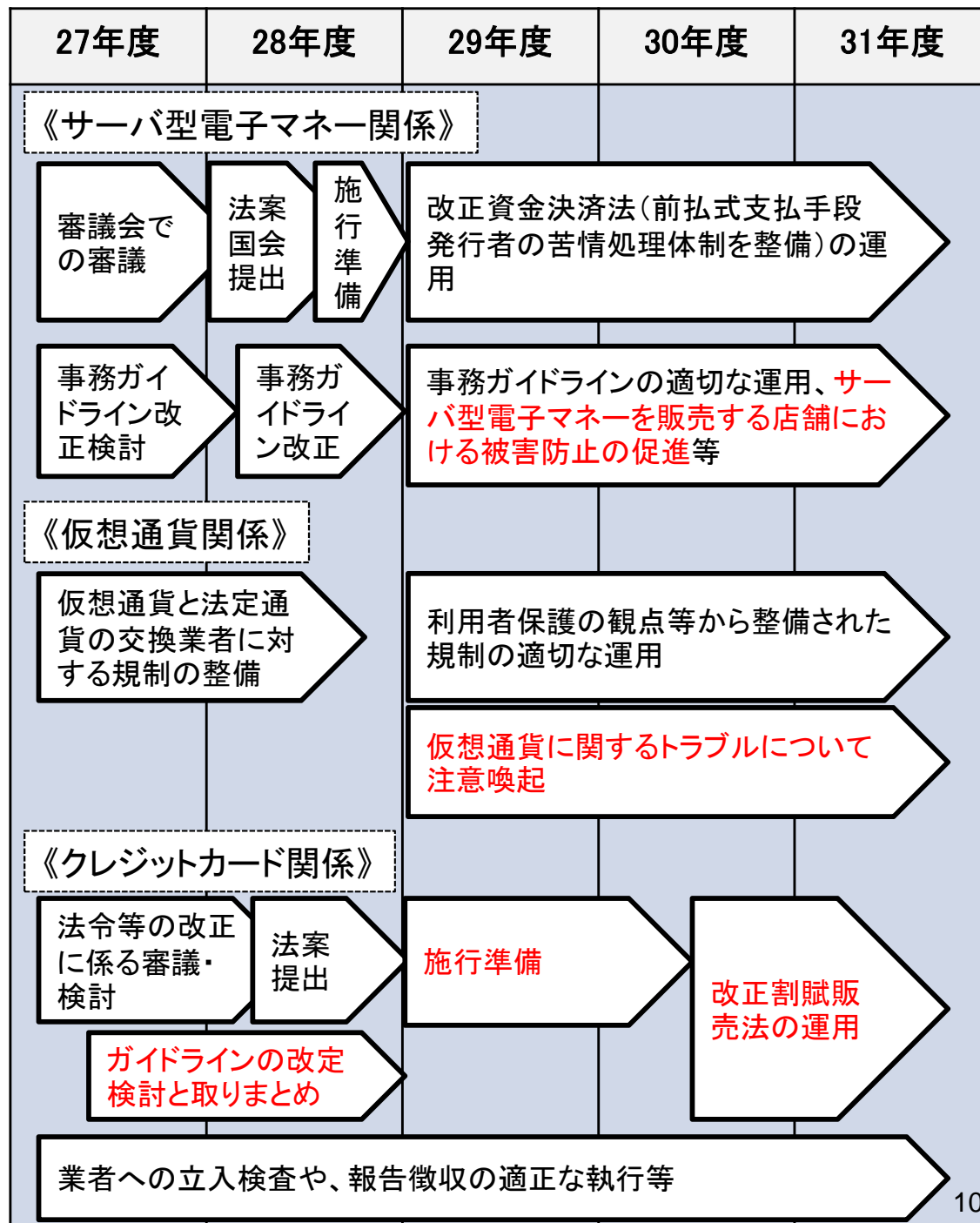
1. 事務ガイドラインの適切な運用を行うとともに、発行者による加盟店管理の強化やコンビニエンスストア等の販売店舗における被害防止の促進に取り組む。【金融】

＜仮想通貨＞

1. 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制を導入するとともに、利用者の信頼を確保するための所要の制度整備を行い、整備された制度を適切に運用。【金融】
2. 警察庁と連携して注意喚起等を実施。また、国民生活センターにおいて、改正資金決済法に関連する研修を実施。【金融、消費】

＜クレジットカード利用環境の整備＞

1. 割賦販売法の施行に向け周知を図る。【経産】
2. クレジット取引セキュリティ対策協議会の策定する実行計画を実務上の指針として位置付け、取組を進める。【経産】



D-1 食品の安全・安心の確保

【背景・現状】

1. 平成28年1月に発覚した廃棄食品の不正流通事案を受け、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」において、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」(平成28年2月)をとりまとめ、対策を実施。
2. TPP(TPP11を含む)及び日EU・EPAの発効を見据え、平成27年に策定された「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂し、「総合的なTPP等関連政策大綱」を平成29年11月にTPP等総合対策本部で決定。
3. 消費者の食の安全に関する情報発信については、国会審議の場において、総理からも、より分かりやすい情報発信に努める旨を答弁。
4. 「食品に関するリスクコミュニケーション研究会」を開催し、消費者庁の今後のリスクコミュニケーションの取組方向について報告書を取りまとめ。

生食監発 0622 第1号
平成 29 年 6 月 22 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部(局)長

厚生労働省医業・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課長
(公印省略)

「食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイドンス」の一部改正について

衛生管理計画手引書策定のためのガイドンス(第2版)
平成 29 年 3 月 17 日
(最終改正:平成 29 年 6 月 22 日)
厚生労働省医業・生活衛生局
生活衛生・食品全部監視安全課

平成28年12月に公表した「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」の最終とりまとめを踏まえ、製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者を対象として、HACCPによる衛生管理の制度化の検討を進めることとしている。

厚生労働省において作成された事業者団体による
HACCP導入の手引書策定のためのガイドンス

【工程表における記述の骨子】

1. 緊急事態等の対応については、関係府省庁が連携し、日頃から適切な訓練を実施するとともに、事態発生時においては、関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、被害の発生及び拡大の防止に努める。【消費、食安委、厚労等】
2. 「総合的なTPP等関連政策大綱」も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションに取り組む。【消費、内閣、食安委等】
3. 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、福島県等の被災地から消費地に重心を移して実施する。【消費、食安委、厚労等】
4. 関係府省の協力を得ながら、食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信に努める。【消費等】
5. GAPの実践や認証取得を促進する。【農水】
6. 平成28年3月から、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」を開催し、食品衛生法等におけるHACCPによる衛生管理の制度化に向けた検討を行い、同年12月に最終取りまとめを公表した。今後、これを踏まえ、食品衛生法の改正等を検討。【厚労】
7. 事業者がHACCPによる衛生管理に取り組めるように食品等事業者団体が策定する手引書は、「食品衛生管理に関する技術検討会」において助言、確認を行った後、都道府県に通知。また、HACCPに基づく衛生管理計画作成のための研修等を支援。【厚労、農水】

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
				「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を始めとする各種連絡会議等の定期的な開催、緊急事態等の発生時における迅速かつ適切な対応
				食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションを推進
				食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションを実施
				食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信の取組
				国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大促進
				HACCPによる衛生管理の制度化の検討、食品等事業者団体が策定する手引書の策定過程での助言及び確認
				HACCPの制度化を踏まえた、食品事業者向け手引書の作成支援

D-2 食品ロス削減の推進

【背景・現状】

- 我が国の食品ロスは、年間621万トン発生。
※ 事業系(339万トン)と家庭系(282万トン)がほぼ同量発生。
(平成26年度)
- 関係省庁等連絡会議で、各々の取組等について情報交換。
- 平成28年5月、公明党食品ロス削減推進PTが総理宛てに提言。

【工程表における記述の骨子】

- 食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)を推進(共通ロゴマークとして「ろすのん」を活用。)。【消費、文科、農水、経産、環境等】
- 商慣習見直し等の促進に向けた取組を推進するとともに、情報提供を行い消費者の理解を促進。【農水、経産、消費】
 - 賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者による販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する取組(フードバンク活動)に対して必要な支援を行う。【農水等】
 - 地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供など、有効活用を図ることを促進する(※ **全国の地方公共団体に、備蓄食料の有効活用について検討するよう通知で依頼(平成30年1月)**)。【消費等】
 - 学校における取組の全国への情報提供を行う。【文科】
 - 食品ロス削減のために家庭で取り組める内容について、地方公共団体等とも連携して、消費者に対する普及啓発を推進する。【消費等】
 - 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携**(※ 第1回食品ロス削減全国大会を長野県松本市で開催(平成29年10月)。また、同協議会の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンと連携し、忘新年会シーズンに外食時の食べきりを推進(平成29年12月～平成30年1月))。【消費、農水、環境】



食品ロス削減全国大会の様子
(写真出所:松本市HP)



外食時の「おいしい食べきり」全国共同
キャンペーンにおけるPR資料

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
商慣習見直し等の促進に向けた取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進				
地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンク等への提供を行うなど、有効活用を図ることを促進 等				
地方公共団体に対し、有効活用の検討を依頼				
学校における取組の全国への情報提供				
消費者が食品ロス削減のために家庭で取り組める内容の普及啓発(発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随時見直し)				
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携				

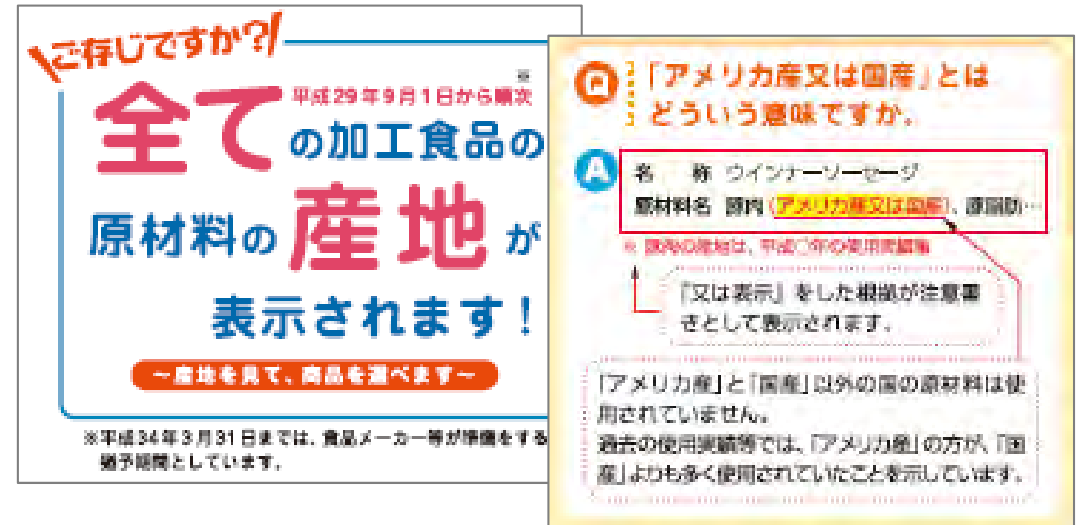
D-3 食品表示の充実

【背景・現状】

1. 平成27年4月、食品表示法が施行。また、食品の機能性を表示することができる新たな「機能性表示食品制度」を同法の下に創設。同制度については、規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定)を踏まえ、運用改善に着手。
2. 加工食品の原料原産地表示についての新たな制度が施行(平成29年9月)。
3. 遺伝子組換え表示の在り方については、平成29年4月から検討会を開催し、平成30年3月に報告書を取りまとめの予定。

【工程表における記述の骨子】

1. 平成27年度から施行された食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解促進を図る。【消費】
2. **平成29年9月に施行された新たな加工食品の原料原産地表示**については、引き続き、消費者、事業者等への普及啓発を行い、**理解促進を図る**。【消費】
3. 食品添加物表示については、実態調査等の結果を踏まえ、必要な検討を行う。遺伝子組換え表示の在り方については、平成29年4月から検討会を開催。【消費】
4. 機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示することができる制度を適切に運用する。機能性表示食品制度については、公表された報告書を踏まえ、制度への反映等を引き続き行う。また、平成29年度に施行後2年間の状況について検証した結果を踏まえた上で、**平成30年度以降に必要な検討を行う**。【消費】
5. 平成29年11月に公表された食品衛生法改正懇談会取りまとめ及び平成29年12月に消費者委員会において取りまとめられた食品衛生規制等の見直しに関する意見を踏まえ、**今後、食品関連事業者等が食品表示法違反等に伴う自主回収情報を行政に報告し、行政が国民に提供する仕組みを構築**。【消費】



加工食品の原料原産地表示制度に関するリーフレット

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; background-color: #e0e0e0;"> <p>新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発</p> </div>				
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; background-color: #e0e0e0;"> <p>実態を踏まえた個別課題の検討</p> </div>				
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; background-color: #e0e0e0;"> <p>機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示することができる制度の運用、及び消費者、事業者等に対する普及啓発</p> </div>				
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; background-color: #e0e0e0;"> <p>食品関連事業者等が自主回収情報を行政に報告し、行政が国民に提供する仕組みを構築</p> </div>				

E-1 事業者におけるガバナンスの確保等に関する取組

【背景・現状】

<JIS規格見直し>

1. 我が国の強みの源泉である「ものづくり」産業において、品質データに係る不正が発覚。JIS制度の信頼性確保が必要な状況。
2. また、平成29年10月、産業構造審議会の下に置かれる小委員会において、グローバル市場でのルール形成のあり方の観点から、制度の対象をサービスに拡大することなど、制度改革の方向性をとりまとめ。

<公益通報者保護>

1. 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」において、平成28年12月に最終報告書を公表。
2. 民間事業者向けガイドラインの改正(平成28年12月)及び国の行政機関向けガイドラインの改正(平成29年3月)のほか、地方公共団体向けのガイドラインを策定(平成29年7月)。
3. 法の規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策を検討するため、消費者委員会へ諮問(平成30年1月)。

<消費者団体訴訟>

1. 特定適格消費者団体による仮差押えを国民生活センターがバックアップする仕組みとして、第193回国会において「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律」が成立し、平成29年10月1日に施行。

<旅行業>

1. 平成29年3月、多くの負債を抱えた業者に旅行の申込みをした一部の旅行者が出発できない等の事象が発生。同年同月、当該業者に対する破産手続開始決定が出された。
2. 平成29年4月から、国土交通省において「新たな時代の旅行業法制に関する検討会 経営ガバナンスワーキンググループ」を開催。同年8月、ワーキンググループの「とりまとめ」を公表。
3. 平成29年12月、(一社)日本旅行業協会及び(一社)全国旅行業協会において、「海外募集型企画旅行の企画・実施に関する指針」等を制定。

【工程表における記述の骨子】

<JIS規格見直し>

1. 日本工業規格(JIS)の対象をサービス等に拡大することやJISマークを用いた取引の信頼性確保に向けた罰則強化などを含む**工業標準化法(JIS法)の改正案を第196回国会に提出**することを検討。【経産】

<公益通報者保護>

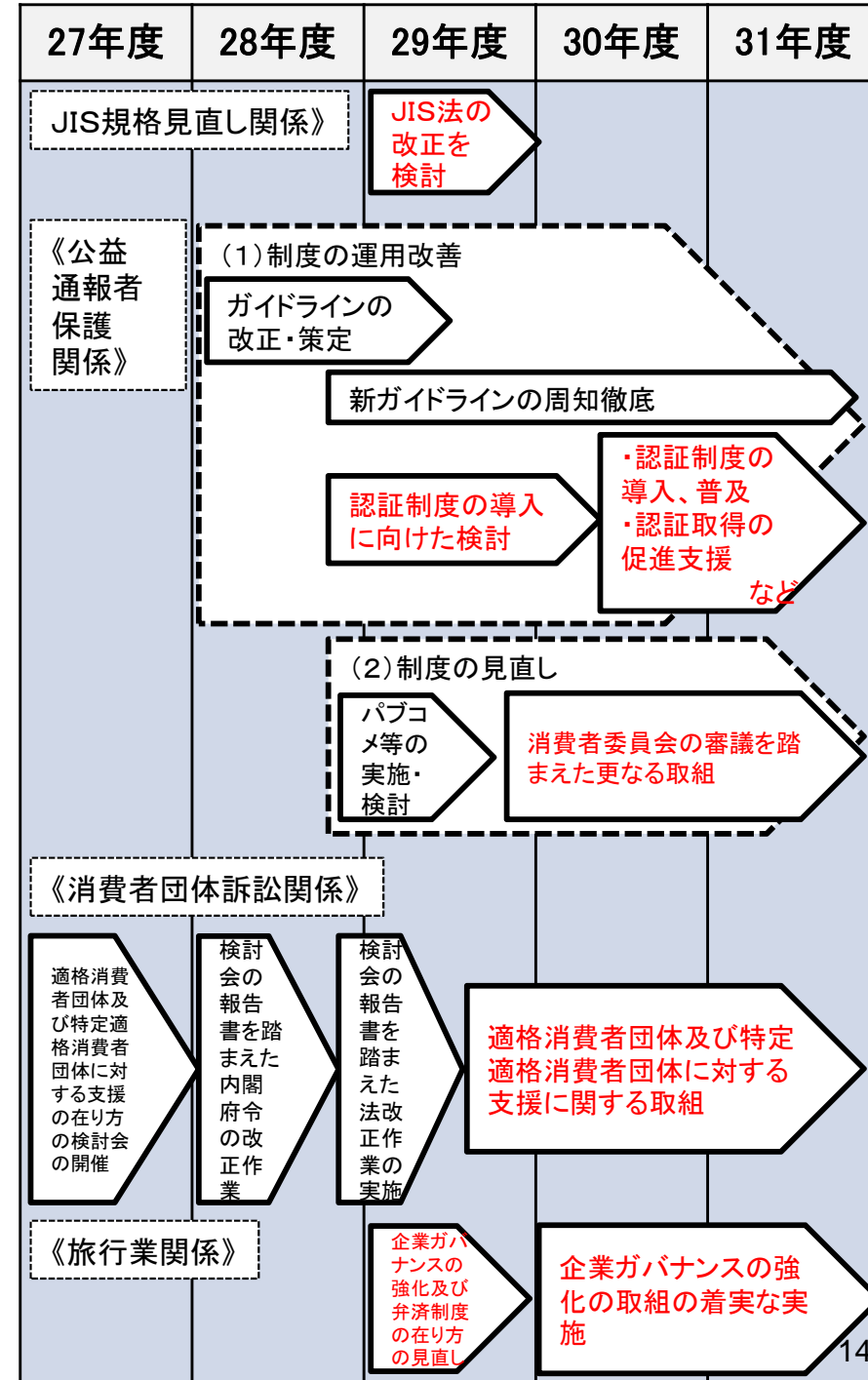
1. 改正・策定された各種ガイドラインの周知徹底、**インセンティブの導入(内部通報制度に係る認証制度の導入・普及、公共調達での評価、認証取得の促進支援)**及び人材の育成に係る取組等を行う。【消費】
2. 法の規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策についての**消費者委員会における審議(平成30年1月に諮問)を踏まえた上で、制度の実効性の向上に向けた更なる取組**を行う。【消費】

<消費者団体訴訟>

1. **適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援**に取り組むとともに、これらの団体を支援する**民間基金の周知・広報**について取り組む。【消費】

<旅行業>

1. 有識者会議の「とりまとめ」に基づき、**旅行業者の企業ガバナンスの強化及び弁済制度の在り方の見直し**を行う。【国交】



E-2 消費者行政における執行力の充実に係る取組

【背景・現状】

1. 景品表示法の執行件数は増加傾向。
 ※1 消費者庁による措置命令件数 平成27年度 13件 → 平成29年度(注) 35件
 ※2 消費者庁による課徴金納付命令件数 平成28年度 1件 → 平成29年度(注) 4件
 ※3 都道府県等による措置命令件数 平成27年度 3件 → 平成29年度(注) 5件
 (注) いずれも、12月1日時点
2. 特定商取引法に関しては、平成28年改正により、次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処、業務停止命令の期間を最長1年から2年に伸長するなど、執行に関わる制度整備を実施(平成29年12月施行)。
3. 消費者庁においては、平成30年度定員要求において特定商取引法等の特別調査に係る6人の定員増を確保。また、法執行に係る専門家も平成30年度から1人増(13人体制)。
4. 警察職員であった者や法曹関係者等の活用など、地域の実情に応じた地方公共団体における執行力の充実に係る提言がなされているところ。
 ・「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」報告書(平成29年7月 消費者庁)

【工程表における記述の骨子】

1. 不当な表示を行う事業者に対し、必要に応じて都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度の運用を含め、景品表示法を迅速かつ的確に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制を拡充。【消費】
2. 食品表示に関する監視・取締りに関し、食品表示連絡会議を設置し、関係機関の連携の下、必要に応じて情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講ずる。【消費、警察等】
3. 高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行う。【消費】
4. 消費者の財産被害の発生又は拡大の防止のため、消費者安全法に基づく注意喚起、勧告等の措置を迅速かつ的確に講ずる。【消費】
5. 消費者庁では「消費者庁所管法令執行担当者研修」を実施し、国民生活センターにおいては、「特定商取引法関連の消費者トラブル研修」等を実施。平成30年度からは、地方消費者行政強化交付金を活用して、地方公共団体における警察OBや法曹専門家等の登用や国民生活センターが実施する研修への参加にかかる費用を支援。【消費】

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
《景品表示法関係》				
不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行				
《食品表示法関係》				
＜食品表示に関する関係法令の効果的な執行＞ 食品表示連絡会議の実施等による関係省庁間及び都道府県等との情報共有・連携強化				
《特定商取引法関係》				
悪質性や緊急性の高いと思われる案件の調査の実施、調査結果に基づく厳正な法執行				
《消費者安全法関係》				
消費者安全法の規定に基づく注意喚起、勧告等				
《地方における執行力の充実関係》				
法執行担当者研修等の実施				
地方消費者行政強化交付金により、法執行体制の強化に取り組む地方公共団体を支援				

E-3 臍帯血プライベートバンクに関する問題への対応

【背景・現状】

- 平成29年5月以降、厚生労働省は、経営破たんした臍帯血プライベートバンクから流出した臍帯血を用いて、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく手続を経ることなく再生医療等を提供していた医療機関に対し、提供の一時停止を命じた。同年8月の同省による医療機関の管理者の刑事告発後、刑事告発をされた者を含む6名の被疑者が逮捕された。
- 本件を受け、臍帯血プライベートバンクの実態調査を実施した厚生労働省は、平成29年9月以降、当該案件の課題・問題点を公表するとともに、契約者であるお母さんなどへの注意喚起のチラシの作成、臍帯血プライベートバンクに対しての業務内容等の届出の要請などを実施。

赤ちゃんを出産予定のお母さんへ
～さい帯血の提供または自己保存の参考にしてください～

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

白血病などの血液の病気等（※）の患者さんの治療のために、お母さんから無償で提供してもらった「さい帯血」を保管して、「さい帯血移植」を必要とする患者さんに提供する「公的さい帯血バンク」という仕組みがあります。（※）厚生労働省が定める27疾病

「さい帯血」とは
赤ちゃんとお母さんを結ぶへその緒をさい帯とい、
の中含まれる血液を「さい帯血」といいます。
さい帯血には、血液を造る細胞（造血幹細胞）がたく
るため、白血病などの病気の患者さんの治療に使うこと

「さい帯血移植」に使う「さい帯血」について
白血病などの血液の病気等で血液を正常に流れなくな
に、さい帯血を移植すること（「さい帯血移植」）によ
んの血液を造る力を回復させることができます。
さい帯血移植に使うさい帯血は、出産時に、「公的さい

お母さん（ドナー）
・提供（寄付）

さい帯血の自己保存をお考えの方へ

上記のように、白血病などの疾患の治療のために移植が必要な患者さんに対して、人助けとして、さい帯血を提供する仕組みについては、「公的さい帯血バンク」が既に存在します。将来お母さんやお子さんが白血病等の疾患になる可能性を心配されて、ご自身でさい帯血を保存するかについては、さい帯血の安全性や、契約終了時にお母さんやお子さんに無断で提供されないか等を慎重にご確認ください。

さい帯血
プライベートバンク
将来ご自身やお子さんが何らかの病気になる可能性、または、現在まだ効果の証明されていない治療方法にさい帯血を使う可能性を考えて、委託契約を結び、保管料を支払い、さい帯血を保管してもらった事業者を「さい帯血プライベートバンク（民間さい帯血バンク）」といっています。

- ▶「さい帯血プライベートバンク」は公的さい帯血バンクと異なり、国の許可を得た事業者ではなく、さい帯血の調製・保存などは国が定める基準と同様に行われているとは限りません。
- ▶「さい帯血プライベートバンク」への、さい帯血保管委託をお考えの方は、どのような契約内容であるか（さい帯血の調製・保存方法や、契約終了時のさい帯血の取扱いなども含めて）、さい帯血プライベートバンクの実績など、よく説明を受けた上で、慎重にお考えください。

臍帯血プライベートバンクに係る注意喚起用チラシ

【工程表における記述の骨子】

- 平成29年9月に、臍帯血プライベートバンクに対し、業務内容等の国への届出を求める等の措置を講じた。今後、「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」を開催し、本措置の実効性について検証を行っていく。
【厚労】

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		<p>臍帯血プライベートバンクへの業務内容等の届出依頼、関係機関に対する公的バンクの周知依頼等</p>	<p>「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」において、臍帯血の品質管理・安全性の確保、契約者への情報提供などについての実効性を継続的に検証・検討</p>	<p>臍帯血プライベートバンクから届出のあった事業実績等のウェブサイト公開等</p>

E-4 美容医療に関する消費者問題への対応

【背景・現状】

1. 美容医療に関する消費生活相談は、近年では年間で約2,000件の相談が寄せられている。
2. 医療機関のウェブサイトなどについても、虚偽・誇大などの不適切な表示を禁止する内容を含めた医療法等の一部改正が第193回国会で成立(平成30年6月までに施行の予定)。
3. 美容医療に関する消費者トラブルの防止を図るため、一定の美容医療契約を特定継続的役務提供として特定商取引法の規制対象化(平成29年12月1日施行)。

【工程表における記述の骨子】

1. 第193回国会で、医療機関のウェブサイトなどについても、虚偽・誇大などの不適切な表示を禁止する内容を含めた**医療法等の一部を改正する法律**が成立したため、**施行に向け、省令・新たなガイドラインを発出**する。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施。【厚労】
2. 美容医療に関する消費者トラブルの防止を図るため、「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第174号)により、**一定の美容医療契約を特定継続的役務提供とし規制対象に追加**した。改正政令は平成29年12月1日に施行されており、引き続き、周知・啓発活動を実施する。【消費】

美容医療を受ける前に

1. 情報を収集する

- 効果や料金、リスク等の情報を集めよう
⇒ 他の医療機関や医療安全支援センター等、複数の情報を検討
- メリットを強調するクリニックのホームページをうのみにしない
⇒ リスクやデメリットも確認が必要

2. 医師から十分に説明を受ける

- 渡された契約書面等には必ず目を通そう
⇒ 希望どおりの施術か、リスクはどの程度か、契約内容
- 医師から十分に説明を受け、検討して納得した上で施術を受けよう
⇒ 施術の具体的な内容・方法、リスクや副作用、施術の限界など
- 費用総額の詳細な説明を受けよう
⇒ 支払方法や支払い時期、クレジットの手数料など

3. 問題のある勧誘を行うクリニックと契約しない

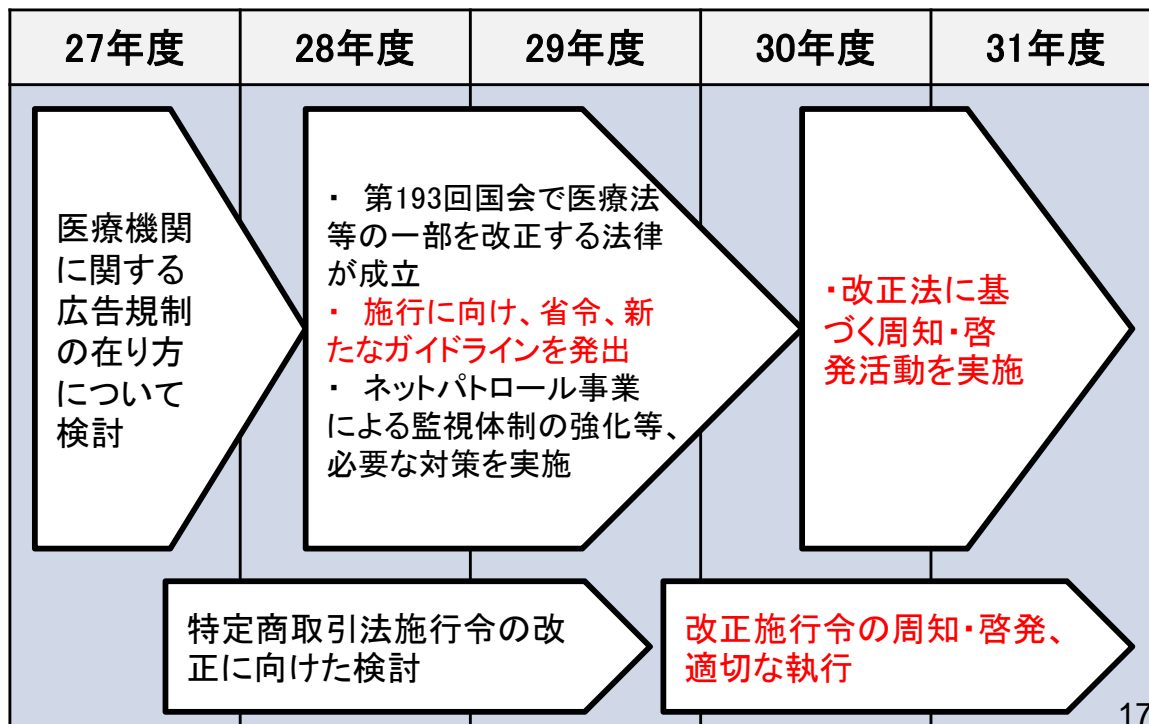
- ✖ 断っているのに即日施術を勧めるクリニック
- ✖ 保険適用となるのに、高額な自由診療の施術を強く勧めるクリニック
- ✖ 高額な契約をさせるために、年収等に嘘の申告をさせるクリニック

1 8 8

困った時は(消費者ホットライン)に電話して相談しましょう

独立行政法人
国民生活センター

改正特定商取引法施行令施行時の国民生活センターからの注意喚起
(平成29年12月)



[補足1]平成29年度に法制上の進捗が見られた主な施策

【仮想通貨交換業者の登録制の導入】

- ▶ 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制の導入を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(第190回国会において成立)が、平成29年4月に施行。平成29年12月現在で16の事業者が登録。

【特定商取引法の見直し】

- ▶ 悪質事業者への対応(次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処など)、所在不明の違反事業者への対応(公示送達による処分)、過量販売への対応(電話勧誘販売における過量販売規制の導入)等についての規定を盛り込んだ「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」(第190回国会において成立)が、平成29年12月に施行。

【美容医療に関する消費者トラブルの防止を図るための特定商取引法施行令の改正】

- ▶ 平成27年12月の消費者委員会特定商取引法専門調査会報告書を踏まえ、1か月を超えて継続して行われる美容医療契約(5万円超のもの)のうち、

- ① 脱毛
- ② にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去
- ③ 肌のしわ・たるみ取り
- ④ 脂肪の溶解
- ⑤ 歯の漂白

等について、主務省令で定める方法(例:光の照射、薬剤の注射によるもの)を特定継続的役務提供として位置づけ(平成29年12月に施行)。

【医療広告に関する医療法施行規則の一部改正、新ガイドラインの策定】

- ▶ 医療機関のウェブサイトなどについても、虚偽・誇大などの不適切な表示を禁止する内容を含めた医療法の一部改正(第193回国会において成立)の施行(平成30年6月の予定)に向け、禁止の対象となる広告の内容等の省令改正及び新たな医療広告ガイドラインの策定について、検討会の場で検討。

※ 禁止の対象となる広告の内容等の省令改正(案)

- ・ 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
- ・ 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等

※ 上記のほか、第196回国会への法案提出が見込まれているもの(JIS法の改正など)については、工程表の最終的な改定作業の進捗に際し、状況の進展を踏まえて加筆を行う予定。

【補足2】「消費者行政新未来創造オフィス」における主な取組

- 平成29年7月、徳島市内に「消費者行政新未来創造オフィス」を開設。理論的・先進的な調査・研究や全国展開を見据えたモデルプロジェクトなどを実施。

【工程表における記述の骨子】

＜新たな食品表示制度の円滑な施行＞

1. 平成29年度に徳島県において実施した栄養成分表示及び保健機能食品の消費者教育モデル事業の結果を踏まえ、平成30年度以降に地方公共団体等において消費者教育を実施。

＜政策立案のための調査の実施＞

1. 消費生活の現状や消費者問題に対する「調査・分析」機能の強化、及びそれを踏まえた「課題発見・対策提示」機能の強化を図るため、徳島県や学識経験者等の協力を得ながら、理論的・先進的な調査・研究を行う。

※ 《実績》平成29年9月から、「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」を開催し、同年10月から、「障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査」を開始した。また、平成30年1月から、行動経済学等を利用した消費行動等の分析・研究として、「健康と生活に関する社会実験」を実施。

＜消費者教育の推進＞

1. 高校生教材は、その活用方策等を探り、全国において効果的な使用ができるよう努める。
2. (倫理的消費に関する)先駆的取組事例の収集やプラットフォーム構築の検討、学校における取組を行う。
3. 徳島県内のモニター家庭を対象とした食品ロス削減に資する取組について実証を行い、その結果を踏まえた食品ロス削減の取組を全国に展開する。

＜事業者等による自主的取組の促進＞

1. (消費者志向経営に関し、)地域の事業者・消費者・行政機関等と連携し、地方の事業者への普及・啓発を行う。

※ 《実績》平成29年10月に「とくしま消費者志向経営推進キックオフシンポジウム」を開催(徳島県との共催)し、事業者団体、消費者団体、徳島県等で構成される「とくしま消費者志向経営推進組織」が設けられた。

2. 先進的な取組(事業者団体の主導による中小企業における内部通報制度の導入促進支援、徳島県内の各市町村に整備した通報制度の円滑な運用とその評価・改善、県内市町村共通の窓口の整備 等)を実施し、その効果を検証・分析した上で、これを踏まえた全国展開を図っていく。

＜国民生活センターによる商品テストや研修の実施＞

1. 徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施。
2. 主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修や、徳島県独自の研修を実施する。

